

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 30 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 30 回税効果会計専門委員会（2016 年 2 月 4 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された、当委員会に移管を予定している日本公認会計士協会（JICPA）の 5 本の実務指針に関する今後の検討の進め方、税効果会計に関する開示の検討の進め方、評価性引当額の内訳に関する開示について聞かれた主な意見をまとめたものである。

**今後の検討の進め方**

2. 事務局より、当委員会に移管を予定している日本公認会計士協会（JICPA）の 5 本の実務指針に関して、今後の検討の進め方について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

**事務局提案に賛成する意見**

- (1) 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）の検討時に、本来は併せて開示を検討することが理想だと考えていたので、開示に関する論点から議論をする事務局提案に賛成する。
- (2) 事務局提案による進め方に賛成する。その上で移管を予定している 5 本の実務指針を独立して移管し最後に一つにまとめるのか、それとも検討の段階から一つに集約した上で進めていくのかを確認したい。

**事務局提案に賛成するが、追加で検討が必要とする意見**

- (3) 事務局が提案している、早急に対応すべきものとして検討する 5 つの論点の進め方に関しては賛成する。一方、将来の検討課題とする残りの 16 個の論点については、議論の過程で検討の必要性が出てきた場合には、進め方の見直しをしていただきたい。

**開示に関する論点のみ切り離して検討すべきとする意見**

- (4) 繰延税金資産の回収可能性に関する開示の検討は重要であると考えるので、開示に関する事項を切り離して検討し、早い段階で基準化することは考えられないか。

**その他の意見**

- (5) 開示については 2017 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末から適用する

ことについて異論はないものの、会計処理についての原則的な取扱いは、期首から適用できるように進める必要があるのではないかと。

### 税効果会計に関する開示の検討の進め方

3. 事務局より、税効果会計に関する開示の検討の進め方について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

#### 事務局提案に賛成するが、追加で検討する必要があるとする意見

- (1) 国際的な会計基準で開示が要求されている項目は、国際的にも必要性が認められた意見が反映されたものであると考える。このため、回収可能性適用指針の公開草案時にコメントが寄せられなかった項目でも、国際的な会計基準において注記事項とされている項目については、ある程度検討すべきと考える。
- (2) 国際的な会計基準における注記事項を全て受け入れる必要性はないと理解している。その上で、開示の基準を作成するのであれば、有用性に関する判断基準を適切に検討した上で、開示項目を決めるべきと考える。

#### その他の意見

- (3) 金商法開示においては単体開示の簡素化が実施されている中で、連結財務諸表と個別財務諸表における税効果会計に関する開示をどのように議論していくべきか、検討しておいた方がよい。

### 評価性引当額の内訳に関する開示

4. 事務局より、評価性引当額の内訳に関する開示について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

#### イメージ案1の開示に賛成する意見

- (1) クレジットのアナリストの観点からは、企業の財務諸表を分析する際、企業の分類を推定し、繰延税金資産の計上額から課税所得の見積年数を推定したうえで、必要に応じて自己資本比率を調整している。このような分析を行うにあたって、評価性引当額について項目別の内訳を理解することは、有用と考えている。

#### イメージ案1の開示に反対する意見

- (2) 評価性引当額は、一時差異項目別に算定可能であれば開示可能というわけではない。子会社から適切に必要な情報を収集するために説明し、理解を得るコストも大きいと、このようなコストを考慮すべきと考える。

- (3) エクイティのアナリストから聞かれるのは、税務上の繰越欠損金がどの拠点にどの程度あるか、そしてどの程度回収可能性があるかと判断しているかであり、評価性引当額の金額について聞かれることはないため、有用性に疑問がある。
- (4) 日本企業の場合、税務上の繰越欠損金の繰越期限（10年）やその利用制限（繰越控除限度額が所得金額の50%）があり、また、課税所得の見積可能年数として1年や5年のルールがあることから、評価性引当額は将来の課税所得が足りない部分を端的に示唆する情報ではなく、内訳開示をしても評価性引当額の内容を理解できないと考える。

これに対して、例えば欧州では、税務上の繰越欠損金の繰越期限がなく、また、課税所得の見積可能年数に特段のルールがないことから、評価性引当額は、一義的には年数の制約を受けずに見積った将来の課税所得の総額が一時差異等の額を下回る部分を示唆する情報といえる。ただし、異なる課税法域における税制の違いや慣習による一時差異等を回収する順序等に関する子会社の方針を理解しなければ、評価性引当額の内容を正しく理解することは難しい。

このため、評価性引当額について一時差異項目別に内訳を開示しても、繰延税金資産の内容についての理解可能性は高まらず、中途半端な理解にとどまるのであれば、開示しない方がよいものとする。

- (5) 銀行の場合、貸倒引当金に対する繰延税金資産の金額と評価性引当額の内訳を対比することで、大口の与信先に対してどのような判断をしているかが分かり、ビジネスに大きな影響を与えると考える。
- (6) 中途半端な開示であれば、ミスリードが起り得る可能性もあるかもしれないと考える。評価性引当額の増減とそれに見合う繰延税金資産の増減からある程度の合理的な予測は可能であり、現状の分析と大きく変わらないと考える。

#### イメージ案2の開示に賛成する意見

- (7) 拠点ごとの繰越欠損金の金額が議論になることは良く理解できるので、そのような内容を開示に加えていただきたい。仮に中途半端な状態での開示であったとしても、残りの部分を企業が説明することで課題は解決できると考える。現在の開示は評価性引当額が一括して開示されているので、分析に資する追加的な情報を開示すべきと考える。
- (8) イメージ案2でも、スケジューリング上、将来の課税所得から将来減算一時差異を先に認容していくのか、繰越欠損金から先に使用するかは会社によって考え方が異なると思われる。イメージ案2の情報だけでは詳細に分析をすることはできないが、開示された内容から、どのような会社で繰越欠損金が発生して

いるのか等、対話のきっかけになる情報というのは有用であると考え。

#### イメージ案2の開示に反対する意見

- (9) 繰越欠損金の評価性引当額は、一時差異の項目別の内訳を求めるよりも簡単に把握することができる。また、欠損金を使いきれほどの収益性のある会社かどうかを把握する観点からは、繰越欠損金の評価性引当額を開示することは有用な一面もあると考える。しかしながら、例えば5年超の期間に係る課税所得はすべて回収可能性がない等、繰延税金資産の計上額をルールで制限している点を踏まえると、結論として内訳開示は有用ではないと考える。
- (10) イメージ案2を採用した場合に比較的追加コストが小さいと主張するためには、少なくとも繰延税金資産の内訳は総額表示であることが前提になると考える。
- (11) 貸倒引当金のように、見積可能期間の各期にわたって一時差異が解消するケースであれば、イメージ案2であっても、欠損金とそれ以外の一時差異で入り繰りが生じる可能性があると考え。

#### 有用性の分析を更に詳細に行うべきとする意見

- (12) 開示の有用性に関して、仮に評価性引当額の内訳を開示した場合に、利用者がどのように分析し、投資判断にどのように影響するのかを分析すべきと考える。例えば、この開示により企業価値の評価額算定上、どのように利用するかといった分析をして頂きたい。
- (13) 課税所得に制限があるケースでは、一定の仮定を置いて計算しなければ項目別の開示ができないが、そのような情報が有用であるか否かはさらに検討すべきと考える。
- (14) 中途半端な開示はコストが有用性を上回ると考える。課税法域が異なる複数の子会社がある場合、評価性引当額の内訳を容易には作成できないため、どの程度、有用性がある情報なのかについては詳細に分析する必要があると考えている。

#### その他の意見

- (15) 評価性引当額について、可能な限り詳細に開示して頂くことが望ましいが、プロラタ計算等によらなければ一時差等の項目別に開示できないケースがあり、この場合に情報の有用性が低下することについては理解した。
- (16) 2009年に公表されたIAS第12号「法人所得税」を改訂する公開草案では、実

質的に評価性引当額を合計額で開示することが検討されていたことから、この点についても分析をして頂きたい。

以 上